

住宅・ブロック塀等に関する補助のご案内

申込期間
4月14日(月)～
12月12日(金)
※⑤を除く。



①～④ 建築住宅課指導審査係 ☎2226 (市役所5階)
⑤ 建築住宅課住宅係 ☎2218 (市役所5階)



下記①～⑤に対して、補助金支給等の支援を行っています。申請前に事前相談をお願いします。

①木造住宅の耐震診断・耐震改修補助

木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助の受付を開始します。令和6年能登半島地震でも、旧耐震基準の木造住宅の被害が多数発生しています。地震による住宅の倒壊から生命と財産を守るために、建物の耐震化を検討してみませんか。

▶補助対象
旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着工されたもの)の木造一戸建て住宅(店舗等の部分が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む)

【耐震診断】 \ 限度額を引き上げました! /

▶補助額 建物区分に応じて9万6,000円～14万円
※原則、所有者の負担は5,500円。
※建物の形状、年数によっては、別途費用がかかります。

【耐震改修】 \ 補助率・限度額を引き上げました! /

▶補助率 対象経費の10分の10
※限度額150万円。
※建物区分や改修方法によって、限度額が異なります。

②リフォーム支援事業

次の各世帯を対象に、リフォーム工事の補助の受付を開始します。
★子どもが3人以上いる世帯(多子世帯)は、最大10万円を加算(別途要件有り)。

★子育て支援型

- ▶世帯要件
所得合計が600万円未満で18歳未満の子どもがいる世帯
- ▶工事要件
子どものための改修工事(子ども部屋・浴室・トイレ等)
- ▶補助額 対象経費の10分の2
※限度額40万円。

★三世帯同居支援型

- ▶世帯要件
18歳未満の子どものいる三世帯が暮らす世帯(予定含む)
- ▶工事要件
玄関・トイレ・浴室・キッチンを増設又は改修する工事
- ▶補助額 対象経費の10分の5
※限度額75万円。

高齢者バリアフリー型

- ▶世帯要件
所得合計が350万円未満で65歳以上の高齢者がいる世帯
- ▶工事要件
高齢者のための改修工事(寝室・浴室・トイレ等)
- ▶補助額 対象経費の10分の2
※限度額30万円。

③吹付けアスベスト分析調査に対する補助

吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物を対象とした、分析調査に対する補助を行います。

▶補助額
分析調査費用の10分の10(限度額25万円)

④危険なブロック塀等の除去に対する補助

- ▶補助対象(次の全てに該当するブロック塀等)
 - ・通学路に面しているもの
 - ・高さが1m以上あるもの
 - ・著しいひび割れや傾きがあり、危険な状態にあるもの
- ▶補助額
補助対象のブロック塀等の除去に要する経費の2分の1(限度額10万円)

※事前にお問い合わせください(要事前調査)。

⑤がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等で被災するおそれがある危険住宅の移転を促進しています。対象の住宅には、危険住宅の除却に要する経費及び代替住宅の建設・購入に要する経費を金融機関等から借り入れた際の利子に対する補助金制度があります。令和8年度の実施に向けた相談を受け付けます。

●事前相談が必要です。相談は原則、申請したい年度の前年度に、施工業者等ではなく本人が行ってください。令和8年度の実施に向けた相談の申込期限は9月30日(火)です。

- 交付決定より前に着手すると、補助対象外となります。
- ▶補助限度額
 - 危険住宅の除却等に要する経費
 - ・木造 3万1,000円/㎡
 - ・非木造 4万4,000円/㎡
 - 危険住宅からの引っ越し等に要する経費 97万5,000円
 - 危険住宅に代わる住宅の建設等のための借入金利子相当額 421万円

令和6年度 日田市社会教育等功労者・功労団体

3月8日(土)、大山文化センターで「第52回 日田市社会教育振興大会」が開催され、市の社会教育の振興等に寄与した個人と団体に感謝状が贈られました。



スポーツの振興に寄与
河野光晴 さん
(二串町)



地区公民館活動の充実・発展に尽力
高瀬敏明 さん
(天瀬町)



伝統文化の継承・発展に寄与
冷川慎一 さん
(石井町)



スポーツの振興、青少年の健全育成に寄与
宮原秀三 さん
(石井町)



伝統芸術の継承に寄与
三芳公民館 水墨画教室
代表 石松慶子 さん

☎社会教育課生涯学習推進係 ☎26868 (アオーゼ)

マイナンバーカードと電子証明書には有効期限があります!

マイナンバーカードと電子証明書は更新が必要です

マイナンバーカードの有効期限が過ぎるとマイナンバーカードが使えなくなり、電子証明書の有効期限が過ぎると電子証明書を利用した各種手続きができなくなります。

マイナンバーカード・電子証明書の両方又は片方の有効期限を迎える人には、有効期限の2～3か月前に有効期限通知書を送付します。有効期限通知書が届かなくても、有効期限の3か月前の翌日から手続きができます。

第1弾マイナポイント事業時期の令和2年度にカードを申請した人の多くが、令和7年度中に電子証明書の期限を迎えます。窓口の混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってご来庁ください。

※窓口混雑状況は、市ホームページや市公式LINEからご確認ください。



【有効期限】

マイナンバーカード	発行日から10回目の誕生日(18歳未満の人は発行日から5回目の誕生日)
電子証明書	発行日から5回目の誕生日

■更新受付の受付場所・時間
市民課(市役所1階)又は各振興局
午前8時30分～午後5時

☎マイナンバーお問い合わせダイヤル ☎28303 (市役所1階)